

社会福祉法人 中央共同募金会 個人情報取り扱いに関する規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規則は、社会福祉法人中央共同募金会（以下「本会」という。）における、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び個人情報の保護に関する法律についての各ガイドライン（以下「個人情報法ガイドライン」という。）に定める個人データの安全管理措置について、必要な措置を定めるものとする。

(定義)

第2条 「取扱担当者」とは、本会において、個人データを取り扱う事務に従事する者をいう。
2 その他の用語の意義は、個人情報保護法及び個人情報法ガイドラインに定めるところによる。

(法令の遵守等)

第3条 取扱担当者は、個人情報保護法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等関係法令を遵守するとともに、従事する事業において個人情報の保護を図らねばならない。

第2章 利用目的の特定等

(利用目的の特定)

第4条 本会は、個人情報の入手、使用に際しては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。
2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。この場合、変更した利用目的について、本人に通知又は公表しなければならない。

(利用目的による制限)

第5条 本会は、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
2 本会は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継

することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

- 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (5) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等（個人情報保護法第16条8項に規定する学術研究機関等をいう。以下同じ。）が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利履歴を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

（事業別の利用目的等の明確化）

第6条 本会が実施する各事業における個人情報の取扱いを明確にするために、個人情報の種類、利用目的及び利用方法、第三者への提供の方法等を定めた「個人情報取扱業務概要説明書」（様式1）を作成するものとする。

- 2 「個人情報取扱業務概要説明書」については、各部の事務分掌に基づき、所管する業務ごとに担当部においてそれぞれ作成するものとする。

（目的外利用の制限）

第7条 本会は、あらかじめ本人の同意なく、前二条に定める利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 本会は、業務の受託に伴い個人情報の提供を受けた場合においては、委託者があらかじめ本人に示した利用目的の範囲を超えて使用してはならない。
- 3 前2項の規定は、法令に基づく等特別の事由がある場合にはこれを適用しない。ただし、その場合であっても個人情報の取扱範囲は真に必要な範囲に限定しなければならない。

第3章 取得の制限

(適正な取得)

第8条 本会は、個人情報を取得する場合には、その利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行わなければならない。

2 個人情報は、原則として本人から取得しなければならない。ただし、本人の同意がある場合や、次項の各号の場合は除く。

3 本会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(5) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、出版、報道等により公開されている場合

(6) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

(7) 本規則第13条により、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき

(利用目的の通知等)

第9条 本会は、個人情報を取得した場合には、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに利用目的を本人に通知し又は公表するものとする。

2 本会は、本人との間での契約締結に伴う契約書又は本人からの各種申込書等、書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 本会は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事

業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
- (5) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等（個人情報保護法第 16 条 8 項に規定する学術研究機関等をいう。以下同じ。）が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利履歴を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

（不適正な利用の禁止）

第 10 条 本会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならないものとする。

（第三者提供の制限）

第 11 条 本会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (5) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等（個人情報保護法第 16 条 8 項に規定する学術研究機関等をいう。以下同じ。）が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利履歴を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第 1 項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
- 3 本会は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

- 第12条 本会は、個人データを第三者に提供したときは、第三者提供に係る記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が前条第1項各号に該当する場合はこの限りでない。
- 2 前条第2項から第5項までに基づき個人データを第三者に提供した場合は以下の事項を記録するものとする。
- (1) 当該個人データを提供した年月日
 - (2) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項
(不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨)
 - (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - (4) 当該個人データの項目
- 3 前条に基づく本人の同意を得て個人データを第三者に提供した場合は以下の事項を記録するものとする。
- (1) 本人の同意を得ている旨
 - (2) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項
(不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨)
 - (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - (4) 当該個人データの項目
- 4 本会は、前項の規定により作成した記録を、以下の場合に応じて、当該記録を作成した日から所定の期間保存するものとする。

本人を当事者とする契約書等に基づく個人データの提供の場合	最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間
個人データを継続的に若しくは反復して提供する場合	最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間
上記以外の場合	当該記録を作成した日から3年間

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 本会は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、法令により確認を要しないとされている場合はこの限りではない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 本会は、第1項の規定による確認を行ったときは、次の各号の記録を作成する。

(1) 個人データの提供を受けた年月日

(2) 前項の各号に掲げる事項

(3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他当該本人を特定するに足りる事項

(4) 当該個人データの項目

3 第2項の記録の保存期間は、以下の場合に応じて、当該記録を作成した日から所定の期間保存するものとする。

本人を当事者とする契約書等に基づく個人データの提供の場合	最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間
個人データを継続的に若しくは反復して提供する場合	最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間
上記以外の場合	当該記録を作成した日から3年間

第4章 保有個人データの開示等の請求

(保有個人データに関する事項の通知等)

第14条 本会は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知

り得る状態に置き、または本人から照会を受けたときに遅滞なく回答する。

- (1) 本会の名称、所在地及び代表者氏名
 - (2) すべての保有個人データの利用目的（第10条1項各号の場合を除く。）
 - (3) 利用通知の求め、開示請求、訂正等の請求、又は利用停止等の請求に応じる手続
 - (4) 保有個人データの安全管理のために講じた措置
- 2 本会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかでない場合
 - (2) 第10条1項各号に該当する場合
- 3 本会は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

(保有個人データの開示等)

第15条 本人からの保有個人データ開示の請求の方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法又はその他本会が定める方法とする。

- 2 本会が保有する個人データに関し、本人から本会に対し、当該本人に係る保有個人データの開示について請求を受けた場合には、身分証明書等により本人であることを確認のうえ開示を行うこととする。なお、当該本人に係る保有個人データを有していない場合、その回答も同様の取扱いとする。
- 3 開示は、当該本人が請求した方法により行うものとする。ただし、当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法によることができる。
- 4 以下の各号のいずれかに該当する場合には、開示の全部又は一部を行わないことができる。
 - (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがある場合
 - (2) 本会事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 5 保有個人データの開示又は不開示の決定は、本人に対し、書面によりできる限り速やかに行うものとし、不開示の場合にはその理由を明示することとする。

(保有個人データの訂正、追加、削除等)

- 第16条 本人が保有する個人データに関し、本人から本会对し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、口頭又は書面（様式3）にて当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）の請求を行うことができる。
- 2 本会は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
 - 3 本会は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

- 第17条 本人は、本会对し、当該本人が識別される保有個人データが第5条（利用目的による制限）の規定に違反して取り扱われているとき又は第8条（適正な取得）の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。
- 2 本会は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
 - 3 本人は、本会对し、当該本人が識別される保有個人データが第10条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。
 - 4 本会は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
 - 5 本会は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定

をしたとき、又は第3項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

6 本会は、本人が識別される保有個人データを利用する必要がなくなった場合又は本人が識別される保有個人データに係る第8章（情報漏えい等の事態における対応手続き）に規定する事態のうち、法の規定に違反する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合であって、本人から当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に係る請求があった場合、これに応じるものとする。

7 当会は、本人から前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

（苦情対応）

第18条 本会における個人情報の取扱いに関し、本人又は第三者から苦情の申し出がなされた場合には、迅速かつ適切な対応に努めるものとする。

2 苦情解決に係る体制整備のため、本会に苦情解決責任者及び苦情対応責任者をおく。苦情解決責任者は事務局長とし、苦情対応責任者は各部長とする。各部において苦情を受け付けた職員は所属部長に報告し、その指示を受けて迅速に必要な対応を図るものとする。

3 苦情対応責任者は、苦情の内容及び対応結果について書面にて苦情解決責任者に報告を行わなければならない。

（職員の義務）

第19条 本会職員又は職員であった者は、業務上知りえた個人情報について、正当な理由なく他人に知らせ又は不当な目的に使用してはならない。

2 本規則に違反又は違反するおそれのある事実を認知した職員は、その旨を所属部長に報告しなければならない。

3 所属部長は前項に基づく報告を受けた場合には、事実関係を調査のうえ、事務取扱責任者に報告しなければならない。

- 4 事務取扱責任者は、前項に基づく報告を受けた場合には、適切な措置を講ずるよう指示するとともに、必要に応じて本会会長に対し報告しなければならない。

第5章 管理体制

(事務取扱責任者の設置)

第20条 総務部を本会における個人データの取扱いに関する責任部署とする。

- 2 本会に、個人データの取扱いに関する責任者(以下「事務取扱責任者」という。)1人を置く。
- 3 事務取扱責任者には、事務局長をもってこれを充てる。
- 4 部門責任者には、個人データを取り扱う各部における部長がその任にあたる。
- 5 事務取扱責任者は、個人データの管理に関する事務を総括するとともに、自ら本規則に定められた事項を遵守し、かつ取扱担当者に遵守させるために、本規則に定める措置その他必要な措置を実施する責任を負う。
- 6 事務取扱責任者は、個人データが適正に取り扱われるよう、取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行う。

(取扱担当者)

第21条 次に掲げる組織体制を整備する。

- (1) 取扱担当者が、個人情報保護法、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「政令」という。)、個人情報保護委員会が定める規則(以下「規則」という。)、個人情報ガイドライン及び本規則(以下総称して「法令等」という。)に違反している事実又は兆候を把握した場合の事務取扱責任者への報告連絡体制
- (2) 個人データの漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に適切かつ迅速に対応するための報告連絡体制
- (3) 個人データを複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化

第6章 取扱担当者の教育

(取扱担当者の教育)

第22条 事務局長は、取扱担当者に対し、個人データの取扱いに関する留意事項について、定期的な研修等の企画、実施等の適切な教育を行うことにより、個人データの適正な取扱いを周知徹底する。

第7章 個人データの取扱い

(個人データの取扱いに係る規律に従った運用)

第23条 本規則に従った運用を確保し、個人データの取扱いの検証を可能とするために、次の項目を記録する。

- (1) 個人情報データベース等の利用・出力状況
- (2) 個人データが記載又は記録された書類・媒体等の持ち運び等の状況
- (3) 個人情報データベース等の削除・廃棄の状況（委託した場合の消去・廃棄を証明する記録を含む。）
- (4) 個人情報データベース等を情報システムで取り扱う場合、担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）

(個人データの取扱状況の確認)

第24条 日常的な業務執行における個人情報の適切な取扱いの確保は、事務局長の指揮のもと、各部長がこれにあたる。

2 本規則に従って個人データの取扱いがなされていることを確認するために、次の項目をあらかじめ明確化し、個人データの取扱状況を確認する手段を整備するとともに、個人データの取扱状況を把握する。

- (1) 個人情報データベース等の種類、名称
- (2) 個人データの項目
- (3) 事務取扱責任者・取扱部署
- (4) 利用目的
- (5) アクセス権を有する者等

(管理区域及び取扱区域)

第25条 個人情報データベース等を取り扱うサーバやメインコンピュータ等の重要な情報システム（以下「情報システム」という。）を管理する区域（以下「管理区域」という。）及びその他の個人データを取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）について、それぞれ適切な管理を行う。

2 管理区域について、入退室管理及び持ち込む機器等の制限を行い、情報システムにアクセスできる取扱担当者の管理を行う。

- 3 取扱区域について、権限を有しない者による個人データの閲覧等を防止する。

(機器及び電子媒体等の取扱い)

第26条 個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等(以下「取り扱い機器等」という)の盗難又は紛失等を防止するため、個人データを取り扱う機器及び電子媒体はセキュリティワイヤー等により固定し、施錠可能な場所において保管し、個人データを取り扱う書類は施錠可能なキャビネットにおいて保管する。

- 2 個人データが漏洩しないよう、USB端末に個人データを保存して持ち運ぶことの禁止及び容易に個人データが判明しないよう、取扱い機器等及びメール送信時におけるパスワードの設定及びのぞき見防止措置の設定等、安全な方策を講じる。

(廃棄等)

第27条 個人データを削除し又は個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合は、復元不可能な手段で行う。

- 2 個人データを削除し又は個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄した場合には、その記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて証明書等により確認する。

(委託先の監督)

第28条 個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合には、ISMSの認証を得ている事業者やプライバシーマーク取得業者のみを選定するものとし、選定する際は、個人情報保護法に基づき本会自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において講じられることについて、あらかじめ確認する。

- 2 個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合には、委託先が安全管理措置を遵守することを内容とする、個人情報の取り扱いにかかる契約を締結する。
- 3 個人データの取扱いの全部又は一部を委託した場合、委託先をして委託先における個人データの取扱状況を定期的に報告させることにより、委託先における個人データの取扱状況を把握する。

(アクセス制御等)

第29条 取扱担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定する

ために、本会の就業場所以外に設置された情報端末以外の端末によるアクセスを制限する。

- 2 個人データを取り扱う情報システムを使用する取扱担当者は、ユーザーID、パスワード、磁気・ICカード等の識別方法により、本会の就業場所に設置されたサーバーへの正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証する。
- 3 情報端末にはセキュリティソフトをインストールし、また、有効期間内に更新をすることで、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用する。

(不正アクセスの防止)

第30条 当会は、以下の各方法により、情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するものとする。

- (1) 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置する方法。
- (2) 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入する方法。
- (3) 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする方法。

(漏えいの防止)

第31条 当会は、個人データの漏えい等を防止するために以下の措置を講じ、適切に運用するものとする。

- (1) 個人データを含む通信の経路又は内容の暗号化
- (2) 個人データを移送する場合におけるパスワード等による保護

第8章 情報漏えい等の事態における対応手続き

(報告対象事態)

第32条 本会は、本項第1号及び第2号に掲げる事態（以下「報告対象事態」という。）を知ったときは、個人情報保護委員会に報告するものとする。ただし、高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じているものはこの限りでない。なお、「漏えい」とは個人データ又は特定個人情報外部に流出することを、「滅失」とは個人データ又は特定個人情報の内容が失われることを、「毀損」とは個人データ又は特定個人情報の内容が意

図しない形で変更されること及び内容を保ちつつも利用不能な状態になることをいい、これらをあわせて「漏えい等」という。

(1) 個人データ

ア 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

イ 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

ウ 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

エ 個人データに係る本人の数が1000人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(2) 特定個人情報

ア 次に掲げる事態

(ア) 不正の目的をもって行われたおそれがある特定個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(イ) 不正の目的をもって、特定個人情報が利用され、又は利用されたおそれがある事態

(ウ) 不正の目的をもって、特定個人情報が提供され、又は提供されたおそれがある事態

イ 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報が電磁的方法により不特定多数の者に閲覧され、又は閲覧されるおそれがある事態

ウ 次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が100人を超える事態

(ア) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある特定個人情報

(イ) 番号法第9条の規定に反して利用され、又は利用されたおそれがある個人番号を含む特定個人情報

(ウ) 番号法第19条の規定に反して提供され、又は提供された数が100人を超える特定個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(所轄部署)

第33条 本会は、総務部を本手続の所管部署とし、以下の対応について、関係各部と連携して責任をもって行う。

2 事務取扱責任者である事務局長は本手続に定める対応を率先して行う。事務局長が不在の場合は、総務部長が対応を代行する。

3 事務取扱責任者は、本手続について定期的に見直しを行う。

(報告)

第34条 本会の職員は、漏えい等の事案の発生を認識した場合には、総務部に報告をする。

(被害の拡大防止)

第35条 事務取扱責任者は、前条の報告があった場合、以後の漏えい等の防止のための措置を講ずるよう、関係部署に指示する。

(事実関係の調査及び原因の究明)

第36条 事務取扱責任者は、関係部署と連携の上、漏えい等があった個人情報を取扱う部署及び担当者、漏えいの経緯、漏えい先並びに漏えい等の対象となる本人、情報の項目及び人数等を特定し、事実関係を調査する。

2 事務取扱責任者は、本会規程の整備状況、その運用が適正に行われたか、情報システムの脆弱性や不備の検討を含む安全管理措置の不備等を点検し、原因を究明する。

(影響範囲の特定)

第37条 事務取扱責任者は、前条の調査に基づき、その影響範囲を特定する。

(再発防止策)

第38条 事務取扱責任者は、究明した原因及び特定した影響範囲を踏まえ、再発防止策を検討し、実施する。

(関係者の処遇)

第39条 事務局長は、調査による事実関係に基づき、就業規則に則り、関係者の処分を検討する。

(個人情報保護委員会への報告)

第40条 本会は、本会のいずれかの部署が報告対象事態を知ったときは、個人情報保護委員会に対し、以下の事項のうち、その時点で把握している報告対象事態に関する事項を個人情報保護委員会所定の様式により報告しなければならない。

(1) 概要

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目

(3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数

- (4) 原因
 - (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
 - (6) 本人への対応の実施状況
 - (7) 公表の実施状況
 - (8) 再発防止のための措置
 - (9) その他参考となる事項
- 2 本会は、報告対象事態を知った日から三十日以内（当該事態が不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態のものである場合にあっては、六十日以内）に、個人情報保護委員会に対し、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。

（本人への通知）

第41条 本会は、報告対象事態を知ったときは、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、前条第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第九号に定める事項を本人に通知する。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとる場合には本人への通知を要しない。

（公表）

第42条 事務取扱責任者は、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、当該漏えい等の事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。

第9章 雑 則

（評価及び見直し）

第43条 事務局長は、個人データの取扱状況を把握し、その取扱状況について、定期的に自ら行う点検又は他部署等による監査を実施する。

2 事務局長は、前項の点検等の結果を踏まえ、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組む。

（各管理段階における措置）

第44条 個人データを取り扱う事務の流れを整理し、管理段階ごとに、取扱方法、事務取扱責任者・担当者及びその任務等について、安全管理措置を織り込んだ事務マニュアルを定める。

(その他)

第45条 本規則の実施に必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この規則は平成17年4月1日から施行する。

(平成29年8月25日一部改正)

(令和4年11月10日一部改正)